



# Newsletter

Institute for Legal Studies

Kanagawa University

No.27

November, 2021

## 巻頭言

### コモンズの新しいかたちを求めて

東郷 佳朗

ここ数年来、法学研究所のプロジェクト型共同研究の一環として、「新たなコモンズ」を探究する試みに取り組んでいる。本稿を借りて研究の進捗状況を報告するとともに、今後の課題を確認することしたい。



従来、イギリスにおいて共同牧野等の共有地のことをコモンズ（commons）と呼んでおり、日本では入会地がこれに相当するものとされてきた。ところが、近年、コモンズの概念を、土地だけではなく、水、緑、土、大気、野生動物といった環境資源（およびこれらの利用・管理）、さらには都市公園や公共緑地などの社会資本にまで拡張する考え方が現れ、私有でも公有でも実現困難な資源の持続的利用を可能にする第三の所有形態として、コモンズの再定義を試みている。

このような潮流を受け、2017年度、「コモンズの新しいかたちを求めて」と題する共同研究プロジェクトを立ち上げた。本研究では、法学の諸領域（環境法学、行政法学、社会法学、基礎法学等）のみならず、生態学、環境工学、環境評価学等、自然科学の分野からの参加も得て、学際的な視座からコモンズの新しいかたち（所有、利用および管理のあり方）を模索し、もって環境問題の解決に向けた新たな展望を切り拓くことを目指した。

とくに、木質バイオマス等の森林資源の利活用を通じた循環型社会構築の取り組みに着目し、客員研究員の山崎慶太氏（株式会社竹中工務店技術研究所）のコーディネートにより、2019年度までの3年間で6か所の事例について現地調査を実施した。すなわ

ち、①「百年の森林構想」の下、森林資源の保全と持続可能な林業経営を実践している岡山県西粟倉村、②「内子町バイオマスタウン構想」の下、バイオマスの総合的な利活用を図っている愛媛県内子町、③「串間市エネルギービジョン」の下、再生可能エネルギーによるまちづくりを進めている宮崎県串間市、④「上野村バイオマス産業コミュニティ構想」の下、バイオマスの有効活用による「村内循環型社会」の形成を目指している群馬県上野村、⑤「高山市新エネルギービジョン」の下、エネルギーの地産地消を促進している岐阜県高山市、⑥「平川市バイオマス産業都市構想」の下、バイオマス資源を活用した循環型社会の構築を推進している青森県平川市一の各事例である（このうち内子町の事例については、山崎慶太「四国内子町での地域森林資源を用いた持続可能なエネルギーの地産地消による街おこし・地方創生」『神奈川大学法学研究所ニュースレター』23号〔2018年6月〕3頁以下を参照）。

3年間の共同研究の総括として、2020年3月、「コモンズの新しいかたちを求めて—木質バイオマスを活用した持続可能な地域づくりの取り組みを事例として」と題するワークショップの開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により延期を余儀なくされた。

この研究を引き継ぎさらに発展させるために、2020年度、「持続可能な地域づくりのために—コモ





ンズの観点から」と題する共同研究プロジェクトを改めて発足させた。当面、コロナ禍のため現地調査の実施が困難なことから、これまでの共同研究の成果を取りまとめる作業に重心を置くこととした。

まず、上記現地調査の結果を共著論文にまとめ学術雑誌に投稿した（山崎慶太・東郷佳朗・川瀬博ほか「木質バイオマスエネルギーを活用した持続可能な地域循環システムを促進する社会・経済的取組」『環境情報科学』50巻2号〔2021年7月〕101頁以下）。つぎに、前出のワークショップにおいて基調講演を予定していた竹林征雄氏（NPO法人バイオマス産業社会ネットワーク副理事長）を編者として、「森林資源を活用した持続可能な社会の構築」をテーマとする共著書を出版することになり、山崎氏と東郷がこれに参加した。同書は、『森林資源を活かしたグリーンリカバリー—地域循環共生、新しいコモンズの構築』と題して、2021年4月、化学工業日報社から刊行された。



本書は、入会慣行のような、コモンズの利用・管理に関するしくみやきまり、いわば「コモンズのルール」の根底に、「コモンズの原理」ともいるべき行為規準を見出す。すなわちそれは、第一に公平性への配慮、第二に持続可能性の維持、第三に多様性の確保である（176頁以下）。そこで、コモンズを「公平性、持続可能性および多様性に配慮して共同で利用・管理が行われている資源」と再定義し、これに「ニュー・コモンズ」の名を与える。そして、ニュー・コモンズに対応した社会像として、世代間の共生、生物種間の共生、異文化間の共生および諸個人間の共生という四重の意味での「共生社会」を提起する（183頁以下）。それは、第五次環境基本計画が、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向け、目指すべき持続可能な社会の姿として提示している「地域循環共生圏」の構想とも重なり合う（195頁以下）。

本書で紹介されている諸事例をはじめ、各地で進められている森林資源の社会的活用、とりわけ木質

バイオマスを活かした持続可能な地域づくりの取り組みは、コモンズの保全・再生を通じた地域循環共生圏一あるいは、上述の意味での共生社会一の創造の営みにほかならない。そこでは、市民（地域住民、ボランティア、NPO等）、企業（事業者、起業家、金融機関等）、行政（地方自治体、中央政府）など、多様なステークホルダーがコモンズのガバナンスに主体的かつ協調的に関わり合うことによって、物質とエネルギーが地域の内外を過不足なく循環し、経済、社会および環境の持続可能性が維持されるものと想定される（196頁）。

とはいっても、解決すべき課題も少なくなく、楽観は決して許されない。バイオマス発電事業の多くは再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）を前提としてはじめて成り立っており、現状では、20年間の買取期間が終了した後も事業が継続できる保証はない。より一般化するならば、ニュー・コモンズを構築するうえで、経済面における持続可能性をいかに確保していくか、そのためのしくみをいかに確立していくか、という難題は避けて通ることができないといえよう（197頁以下）。



森林資源を活用した持続可能な地域づくりの実践例を学際的な視座から調査・分析することを通じて、コモンズの新しいかたちを具体的に指し示すとともに、持続可能な地域づくりのために必要な社会的、経済的および環境的条件を明らかにすること—これが今後、本研究において取り組むべき課題である。それは、取りも直さず、ポストコロナの時代に求められる、高いレジリエンス（回復力／強韌性）を備えた地域社会の創出を模索する試みでもあるはずだ。

昨年度、延期を余儀なくされたワークショップは、標題を「持続可能な地域づくりのために—コモンズの観点から」に改めたうえで、今年度末の開催（ハイブリッド形式）を予定している。

（法学部准教授・法学研究所常任委員）